

## 著作権法の違反

小説、絵、音楽などの作品をコピーする際には、原則として著作権者の了解（許諾）を得る必要がありますが、学校などの教育機関においては、その公共性から例外的に著作権者の了解（許諾）を得ることなく、一定の範囲で自由に利用することができます。

しかし、認識を誤ると著作権法違反になり得るため、著作権について正しく理解し、適切な範囲で著作物を活用しましょう。

### 1 著作権者の了解なしに利用できるための条件

参考：文化庁長官官房著作権課作成  
「学校における教育活動と著作権」

#### (1) 学校等の授業で使用するために、他人の作品をコピーして配布する場合

- ①営利を目的としない教育機関であること
- ②授業を担当する教員やその授業等を受ける児童生徒がコピーすること
- ③本人（教員又は児童生徒）の授業で使用すること
  - ×他の教員と共有する。
  - ×広報活動や研究目的。
- ④コピーは、授業で必要な限度内の部数であること
  - ×単に勉強になるという理由で本1冊コピーする。
  - ×担当するクラス単位を超える場合
- ⑤既に公表された著作物であること
- ⑥その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
- ⑦原則として著作物の題名、著作者名、出版者名などの「出所の明示」をすること



- インターネットからダウンロードしたイラスト（著作権者の許諾を要するもの）を学校だよりや学校のウェブサイトで使用する場合（③の条件に違反）
- 教員が、ソフトウェアなど児童生徒が使用する複数のパソコンにコピーする場合（⑥の条件に違反）
- 教員や児童生徒が販売用のドリル教材などをコピーして配布する場合（⑥の条件に違反）

#### (2) 試験のために、他人の作品を使って入試問題等を作成し配布する場合

又は当該試験問題をインターネットなどで送信する場合

- ①既に公表された著作物であること
- ②試験の目的上必要な限度内の複製や送信であること
- ③「営利目的」の試験・検定の場合は、著作権者に補償金を支払うこと
- ④コピーは、授業で必要な限度内の部数であること
- ⑤その著作物の種類や用途、送信の形態などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
- ⑥原則として著作物の題名、著作者名、出版者名などの「出所の明示」をすること



- 入学試験終了後、その試験問題をホームページに掲載する場合（②の条件に違反）
- 市販されているドリルなどの教材を試験問題として、インターネットなどによって、送信する場合（④の条件に違反）

### (3) 学芸会、文化祭、部活動などで他人の作品を上演・演奏・上映・口述（朗読等）する場合

- ①作品を利用する行為が上演、演奏、上映、口述（朗読等）のいずれかであること
- ②既に公表された著作物であること
- ③営利を目的としないこと
- ④聴衆又は観客から鑑賞のための料金等を取らないこと
- ⑤演奏したり、演じたりする者に報酬が支払われないこと
- ⑥原則として著作物の題名、著作者名、出版者名などの「出所の明示」をすること



音楽や劇の鑑賞料金を取る場合（④の条件に違反）  
演奏会で聴衆に歌詞カードをコピーして配る場合（①の条件に違反）

## 2 教育の情報化に対応した著作権法改正（平成30年改正、令和2年4月施行）

### 学校等の授業の過程における著作物の利用の取扱い

- ①対面授業で使用する資料として  
印刷・配布（法第35条第1項）
- ②対面授業で使用した資料や講義映像  
を遠隔合同授業等（同時中継）で  
他の会場に公衆送信すること  
(法第35条第2項)

無許諾・無償で利用可

- 左記①②以外の公衆送信全て  
例)・対面授業の予習・復習用の資料  
をメールで送信  
・対面授業で使用する資料を外部  
サーバ経由で送信  
・オンデマンド授業で講義映像や  
資料を送信

改正前

権利者の許諾が必要

改正後

無許諾・有償（補償金※）に

※「授業目的公衆送信補償金制度」の創設に伴い、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会 SARTRAS が利用届け出の受付を行っています。

※また、新型コロナウィルス感染症に伴う遠隔授業等のニーズに対応するため、令和2年度に限り補償金額を特例的に無償とする決定がなされました。令和3年度以降については、文化庁の動向に御留意ください。

## 3 文化庁が提供する学校向け著作権資料

文化庁 HP <https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/index.html>

文化庁 著作権

検索

※ページ下にある関連リンクを御覧ください。

- ・違法ダウンロードの刑事罰化について
  - ・マンガで分かる著作物の利用
  - ・はじめて学ぶ著作権
  - ・5分でできる著作権教室
  - ・みんなのための著作権教室（教育実践事例等の掲載あり）
- などのコンテンツがあります。